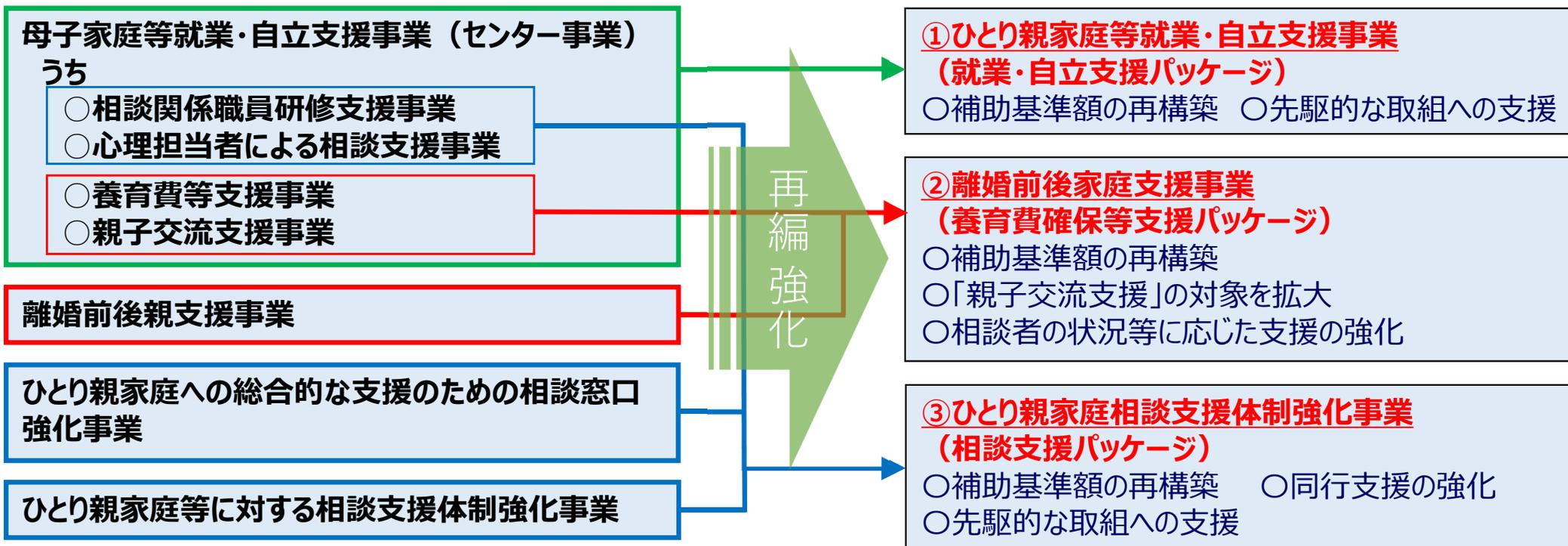
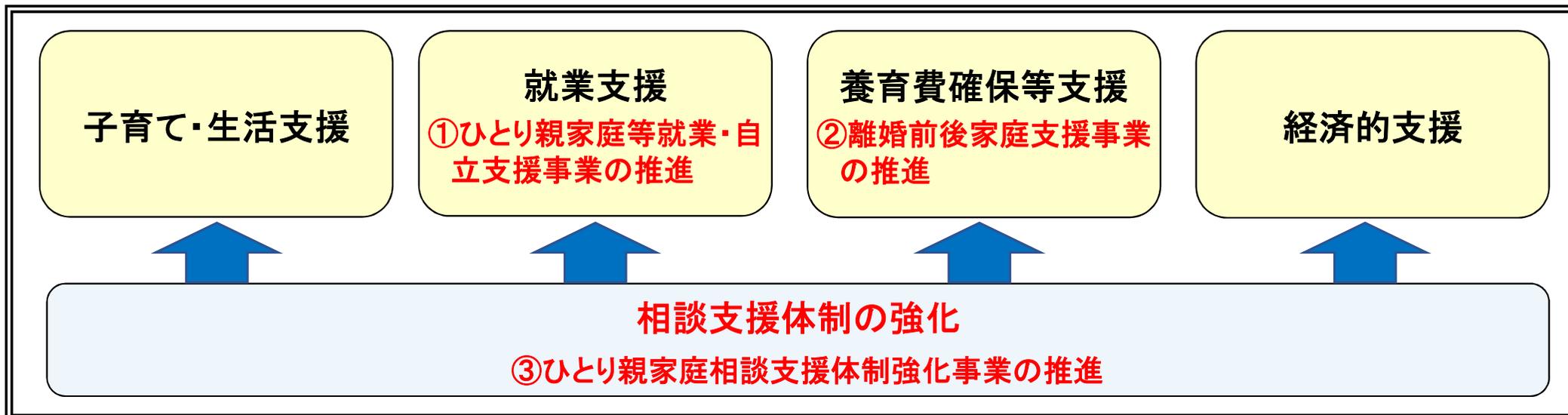


○ ひとり親家庭等に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、子育て・生活支援や就業支援、養育費確保等の支援の再編・強化を図るとともに、相談支援体制を強化する。



<母子家庭等対策総合支援事業> 令和7年度概算要求額 197億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○離婚前後の家庭に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活について考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施に資する取り組みを実施する。

事業の概要

【拡充内容】

- 「親子交流支援」の実施要件について、18歳到達後の3月末まで対象とし、頻度・期間は個々のケースに応じた対応を可能とする。
- 「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

（1）相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

（2）親支援講座

- ① 親支援講座 養育費や親子交流の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（3）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ① 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ② 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携を図る。
- ③ 戸籍抄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ④ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。
- ⑤ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
- ⑥ ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用の支援を行う。
- ⑦ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑧ 養育費受取に係る弁護士の活用
養育費の受け取りに係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間）を行う。
- ⑨ 同行支援
養育費や親子交流の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。
- ⑩ 親子交流支援
支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- ⑪ その他先駆的な取組
①～⑩のほか、養育費や親子交流の履行確保等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

（4）状況やニーズに応じた支援（新規）

「離婚前後のカウンセリング支援」（心理カウンセラーの配置）、「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」（通訳（人員配置、ICT機器活用等））、託児サービス、夜間・休日対応、SNSによる相談対応等、相談者の状況やニーズに応じた個別支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2 【補助単価】1自治体当たり 40,029千円

<こども政策推進事業委託費> 令和7年度概算要求額 50百万（-百万円）

事業の目的

親権に関する規定の見直しや養育費の履行確保などを内容とする民法等改正法（令和6年法律第33号）の成立を踏まえ、本改正法施行後におけるこども家庭庁の各種支援施策に関する取扱いについて、正しい理解の促進を図るため、ひとり親家庭に向けた当事者目線での周知・広報を行う。

事業の概要

本改正により導入される離婚後の親権者に関する規律の見直し（共同親権の導入等）、養育費の履行確保に向けた見直し（法定養育費制度の導入等）等を踏まえたこども家庭庁の各種支援施策の取扱いについて周知・広報を行うため、ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等の作成等、特設サイトの設置を委託して行う。

（周知を行う主な支援施策例）

- ・児童扶養手当（離婚後の父母双方が親権者であっても、引き続き「子どもを監護する者」が受給資格者となる旨等を周知） 等

➤ 民法等改正法の施行に伴う周知・広報等委託
（実施内容）

- ①ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等、広報動画の作成等
- ②ひとり親向けの普及啓発用特設サイトの作成等

実施主体等

【実施主体】 国（委託）